

# JIS

## セキュリティ及びレジリエンス— 事業継続マネジメントシステム— JIS Q 22301 使用の手引

JIS Q 22313 : 2021  
(ISO 22313 : 2020)  
(JSA)

令和 3 年 10 月 20 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 管理システム規格分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	勝 俣 宏 行	日本検査キューエイ株式会社
(委員)	石 川 厚 史	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	大 隅 慶 明	一般社団法人日本電機工業会
	小 池 剛	一般社団法人日本建設業連合会
	野 田 浩 二	一般社団法人日本化学工業協会
	紅 谷 康 夫	株式会社生活品質科学研究所
	細 谷 恵	主婦連合会
	本 山 佳 奈	有限責任事業組合令和スキーム研究基盤

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 26.12.22 改正：令和 3.10.20

担 当 部 署：経済産業省産業技術環境局 国際標準課

(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 3.10.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル)

審 議 委 員 会：管理システム規格分野産業標準作成委員会 (委員長 勝俣 宏行)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
0.1 一般	1
0.2 事業継続マネジメントシステムの便益	2
0.3 Plan-Do-Check-Act (PDCA) サイクル	3
0.4 この規格における PDCA の要素	4
0.5 この規格の内容	5
0.6 事業継続	5
1 適用範囲	7
2 引用規格	8
3 用語及び定義	8
4 組織の状況	8
4.1 組織及びその状況の理解	8
4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解	9
4.2.1 一般	9
4.2.2 法令及び規制の要求事項	10
4.3 事業継続マネジメントシステムの適用範囲の決定	10
4.3.1 一般	10
4.3.2 事業継続マネジメントシステムの適用範囲	11
4.3.3 適用除外	11
4.4 事業継続マネジメントシステム	11
5 リーダーシップ	12
5.1 リーダーシップ及びコミットメント	12
5.1.1 一般	12
5.1.2 トップマネジメント	12
5.1.3 その他の管理層の役割	12
5.2 方針	13
5.2.1 事業継続方針の確立	13
5.2.2 事業継続方針の伝達	14
5.3 役割、責任及び権限	14
6 計画	15
6.1 リスク及び機会へ取り組むための活動	15
6.1.1 リスク及び機会の決定	15
6.1.2 リスク及び機会への取組み	16
6.2 事業継続目的及びそれを達成するための計画策定	16
6.2.1 事業継続目的の設定	16

6.2.2 事業継続目的の決定	16
6.3 事業継続マネジメントシステム変更の計画	17
7 支援	17
7.1 資源	17
7.1.1 一般	17
7.1.2 BCMS の資源	17
7.2 力量	18
7.3 認識	19
7.4 コミュニケーション	20
7.5 文書化した情報	21
7.5.1 一般	21
7.5.2 作成及び更新	22
7.5.3 文書化した情報の管理	22
8 運用	23
8.1 運用の計画及び管理	23
8.1.1 一般	23
8.1.2 事業継続マネジメント	24
8.1.3 事業継続の維持	25
8.2 事業影響度分析及びリスクアセスメント	26
8.2.1 一般	26
8.2.2 事業影響度分析	26
8.2.3 リスクアセスメント	29
8.3 事業継続戦略及び具体策	31
8.3.1 一般	31
8.3.2 戦略及び具体策の特定	31
8.3.3 戦略及び具体策の選択	34
8.3.4 資源に関する要求事項	34
8.3.5 具体策の実施	41
8.4 事業継続計画及び手順	41
8.4.1 一般	41
8.4.2 対応体制	41
8.4.3 警告及びコミュニケーション	43
8.4.4 事業継続計画	44
8.4.5 復旧	50
8.5 演習プログラム	51
8.5.1 一般	51
8.5.2 演習プログラムの設計	51
8.5.3 事業継続計画の演習	52
8.6 事業継続の文書化及び能力の評価	55

8.6.1 一般	55
8.6.2 有効性の測定	56
8.6.3 成果	56
9 パフォーマンス評価	57
9.1 監視, 測定, 分析及び評価	57
9.1.1 一般	57
9.1.2 証拠の保持	57
9.1.3 パフォーマンス評価	57
9.2 内部監査	57
9.2.1 一般	57
9.2.2 監査プログラム	58
9.3 マネジメントレビュー	58
9.3.1 一般	58
9.3.2 マネジメントレビューへのインプット	58
9.3.3 マネジメントレビューからのアウトプット	59
10 改善	59
10.1 不適合及び是正処置	59
10.1.1 一般	59
10.1.2 不適合の発生	60
10.1.3 文書化した情報の保持	60
10.2 継続的改善	60
参考文献	62
解 説	63

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS Q 22313:2014** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# セキュリティ及びレジリエンス— 事業継続マネジメントシステム— JIS Q 22301 使用の手引

## Security and resilience—Business continuity management systems— Guidance on the use of JIS Q 22301

### 序文

この規格は、2020年に第2版として発行されたISO 22313を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

### 0.1 一般

この規格は、JIS Q 22301に規定する、必要な要求事項に関する手引が規定されている。

事業継続のあらゆる側面に関する一般的な手引を提示することは、この規格の意図するところではない。

この規格は、JIS Q 22301と同じ箇条及び表題をもつが、要求事項並びにそれに関連する用語及び定義をここで改めて規定することはしていない。

この手引の意図するところは、JIS Q 22301の要求事項の意義及び目的を説明し、明確にすること、並びに解釈に関するあらゆる問題の解決を支援することである。他の国際規格及び技術仕様書(TS)には、更なる手引が規定されている。この規格で参照する規格は、ISO/TS 22317、ISO/TS 22318、ISO 22322、ISO/TS 22330、ISO/TS 22331及びJIS Q 22398である。これらの規格の適用範囲は、JIS Q 22301の要求事項よりも範囲が広い場合がある。要求事項が満たされていることを確認するため、組織は常に、JIS Q 22301を参照することが望ましい。

要点の更なる明確化を図り、説明をするため、この規格には、幾つかの図が含まれている。これらの図は、全て例示であり、この規格の本体にある関連する文章が優先される。

事業継続マネジメントシステム(BCMS)では、次に示す事項の重要性を強調している。

- 組織の目的と整合した事業継続方針及び目的の確立
- 事業の中断・阻害から組織が生き残ることを確実にするための、プロセスの運用及び維持、能力並びに対応体制
- BCMSのパフォーマンス及び有効性の監視及びレビュー
- 定量的及び定性的な測定に基づく継続的改善